

令和4年（2022年）

旭川市議会議案

第3回定例会

令和4年9月12日開会

令和4年 月 日閉会

令和3年度旭川市一般会計決算の認定について

令和3年度旭川市一般会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市動物園事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市動物園事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市公共駐車場事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市育英事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市育英事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市水道事業会計決算の認定について

令和3年度旭川市水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市下水道事業会計決算の認定について

令和3年度旭川市下水道事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和3年度旭川市病院事業会計決算の認定について

令和3年度旭川市病院事業会計決算を別冊のとおり了したので、監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会の認定を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市一般会計補正予算について

令和4年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和4年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の2の3」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児

休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の2の2第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の2の2第3号中イをウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の2第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の2の3各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の2の3中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の2の3に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの条例による改正前の旭川市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、この条例による改正後の旭川市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

（説 明）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例
の制定について

旭川市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例

旭川市老人デイサービスセンター条例（平成9年旭川市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

旭川市神居デイサービスセンターを廃止するために、旭川市老人デイサービスセンター条例を廃止しようとするものである。

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第5条の2第4項第27号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説 明）

混浴制限年齢を改定するために、旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正しようとするものである。

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和45年旭川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り，第4条を第3条とし，第5条を第4条とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

土地改良法の一部改正に伴い，市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に、「基づく長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「基づく長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」に、「掲げる長期優良住宅建築等計画の認定」を「掲げる長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定」に、「係る長期優良住宅建築等計画」を「係る長期優良住宅建築等計画等」に、「住宅の新築」を「長期優良住宅建築等計画であって、住宅の新築」に、「住宅の増築又は改築に係るもの」を「長期優良住宅建築等計画であって、住宅の増築若しくは改築に係るもの又は長期優良住宅維持保全計画」に、「基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料又は長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料」に、「掲げる長期優良住宅建築等計画の変更」を「掲げる長期優良住宅建築等計画等の変更」に、「長期優良住宅建築等計画の認定を」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「第85条第

5項」を「第85条第6項」に，「第85条第6項」を「第85条第7項」に，「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に，「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める部分及び次項の規定は，公布の日から施行する。

- 2 この条例（別表の改正規定中「第85条第5項」を「第85条第6項」に，「第85条第6項」を「第85条第7項」に，「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に，「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市手数料条例の規定は，令和4年5月31日から適用する。

（説 明）

建築基準法等の一部改正に伴い，旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。
第2条の5第1項第13号及び第16号中「第5項又は第6項」を「第6項又は第7項」に改める。

第61条第1項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第2項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

第62条の3第1項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第2項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市建築基準法施行条例の規定は、令和4年5月31日から適用する。

（説 明）

建築基準法の一部改正に伴い、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市雪対策基金条例の制定について

旭川市雪対策基金条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市雪対策基金条例

(設置)

第1条 雪対策の推進に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市雪対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、雪対策の推進に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市雪対策基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | | |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 1 車両の種類及び数量 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型） | 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 60,060,000円 | |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市新星町1丁目2番14号
株式会社北海道モリタ旭川営業所 | |

（説 明）

大規模災害時等の消火活動に充てるために、買収しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校校舎増改築（A）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 622,600,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・荒井・タカハタ共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
荒 井 建 設 株 式 会 社
タ カ ハ タ 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 豊岡小学校校舎増改築（B）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 583,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 高・廣野・石田共同企業体
株 式 会 社 高 組
株 式 会 社 廣 野 組
株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	8.3 (25.0)	81.9 (350.0)

備考

- 「実質赤字比率」欄の「—」は、実質赤字額がないため実質赤字比率が算定されないことを示す。
- 「連結実質赤字比率」欄の「—」は、連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率が算定されないことを示す。
- ()内の数値は、旭川市の早期健全化基準を示す。

令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—

備考 「資金不足比率」欄の「—」は、資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことを示す。

専決処分の報告について

緊急施行を要した令和4年度旭川市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月24日に別紙専決処分書のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介



専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，令和4年度旭川市の一般会計補正予算を次のとおり定めることを専決処分する。

令和4年8月24日

旭川市長 今 津 寛 介 印

令和4年度旭川市一般会計補正予算（専決第2号）

令和4年度旭川市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,407,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		40,989,127	56,001	41,045,128
	1 国庫負担金	31,438,869	56,001	31,494,870
18 道支出金		13,723,240	211,565	13,934,805
	2 道補助金	4,180,176	211,565	4,391,741
21 繰入金		4,393,870	158,199	4,552,069
	1 基金繰入金	4,253,906	158,199	4,412,105
歳入	合計	171,981,390	425,765	172,407,155

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		13,816,700	425,765	14,242,465
	1 保健衛生費	7,343,874	425,765	7,769,639
歳出	合計	171,981,390	425,765	172,407,155

令和4年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

(歳入)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
17		国庫支出金	40,989,127	56,001	41,045,128				
	1	国庫負担金	31,438,869	56,001	31,494,870				
	2	衛生費国庫負担金	1,350,056	56,001	1,406,057		3	感染症予防 対策負担金	56,001
18		道支出金	13,723,240	211,565	13,934,805				
	2	道補助金	4,180,176	211,565	4,391,741				
	3	衛生費道補助金	1,762,777	211,565	1,974,342		7	新型コロナウイルス 感染症緊急包 括支援交付 金	211,565
21		繰入金	4,393,870	158,199	4,552,069				
	1	基金繰入金	4,253,906	158,199	4,412,105				
	1	財政調整基金繰入金	1,801,535	56,001	1,857,536		1	財政調整基 金繰入金	56,001
	4	新型コロナウイルス感染症対 策基金繰入金	74,114	102,198	176,312		1	新型コロナウイルス 感染症対策基 金繰入金	102,198
		歳入合計	171,981,390	425,765	172,407,155				

(歳出)

(単位：千円)

款	項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
					特定財源	一般財源	区分	金額		
4	衛生費	13,816,700	425,765	14,242,465	369,764	56,001				
1	保健衛生費	7,343,874	425,765	7,769,639	369,764	56,001				
2	予防費	5,412,539	425,765	5,838,304	国庫支出金 56,001 道支出金 211,565 繰入金 102,198	56,001		10 需用費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料	31,240 393,445 1,080	新型コロナウイルス感染症対策費 425,765
歳出合計		171,981,390	425,765	172,407,155	369,764	56,001				

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
1	67,000	令和4年7月25日	令和4年6月4日 旭川市2条通11丁目	市 20 相手方80
2	978,430	令和4年8月26日	令和4年4月6日 旭川市神楽3条9丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
148,852円	令和4年7月15日	令和4年4月27日 旭川市東旭川町旭正	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
19,800円	令和4年7月15日	令和4年5月28日 旭川市豊岡7条5丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
412,500円	令和4年6月22日	令和4年3月14日 旭川市神居5条5丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
25,300円	令和4年7月12日	令和4年6月20日 旭川市江丹別町芳野	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
39,845円	令和4年8月26日	令和3年12月28日 旭川市曙1条2丁目	市 100%

専決処分の報告について

訴え提起前の和解について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	和解の相手方	和解条項の要旨	専決処分年月日
1	旭川市●●●●● ●●●●	<p>1 相手方は、令和4年7月19日現在の滞納家賃53万3400円を次のとおり分割して支払う。</p> <p>(1) 本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から52月後の月を終期とする期間 毎月1万円ずつ</p> <p>(2) (1)の期間の終期の翌月 3400円</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が3万円に達したときは、同項の期限の利益を失い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p> <p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、同項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>	令和4年 8月26日
2	旭川市●●●●● ●●●●●	<p>1 相手方は、令和4年7月14日現在の滞納家賃48万9650円を次のとおり分割して支払う。</p> <p>(1) 本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から47月後の月を終期とする期間 毎月1万円ずつ</p> <p>(2) (1)の期間の終期の翌月 9650円</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が3万円に達したときは、同項の期限の利益を失</p>	

	● ● ●●●	<p>い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p> <p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、同項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>	
--	---------	---	--

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月12日提出

旭川市長 今津寛介

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	第2豊岡団地 建替（2-B） 新築工事	変更前 851,400,000 変更後 864,798,376	令和4年 7月15日	議案第11号契約の締結 について （令和4年2月25日）
2	千代田小学校 （A）増改築 工事	変更前 777,700,000 変更後 795,453,112	令和4年 8月3日	議案第5号契約の締結に ついて （令和3年9月14日）
3	千代田小学校 （B）増改築 工事	変更前 1,196,800,000 変更後 1,212,192,330	令和4年 8月3日	議案第6号契約の締結に ついて （令和3年9月14日）
4	千代田小学校 増改築衛生設 備工事	変更前 176,990,000 変更後 178,988,799	令和4年 8月3日	議案第7号契約の締結に ついて （令和3年9月14日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

旭川市長 今津寛介

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（2-B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 851,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・菅原・東成・谷脇共同企業体
株式会社廣野組
株式会社菅原組
東成建設株式会社
株式会社谷脇組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

旭川市長職務代理者

旭川市副市長 表 憲 章

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 千代田小学校（A）増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 777,700,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・新谷・タカハタ共同企業体
荒井建設株式会社
新谷建設株式会社
タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

旭川市長職務代理者

旭川市副市長 表 憲 章

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 千代田小学校（B）増改築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 1, 196, 800, 000円 |
| 3 契約の相手方 | 盛永・橋本川島・畠山・吉宮共同企業体
株 式 会 社 盛 永 組
株式会社橋本川島コーポレーション
畠 山 建 設 株 式 会 社
吉 宮 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和3年9月14日提出

旭川市長職務代理者

旭川市副市長 表 憲 章

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 千代田小学校増改築衛生設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 176,990,000円 |
| 3 契約の相手方 | 弘友・ニサカ・道北機械共同企業体
弘友設備工業株式会社
株 式 会 社 ニ サ カ
道 北 機 械 株 式 会 社 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |